

# 産業建設常任委員会記録

令和4年3月7日

【開催日】 令和4年3月7日（月）

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午後3時50分～午後4時27分

【出席委員】

委員長	藤岡修美	副委員長	中岡英二
委員	恒松恵子	委員	中島好人
委員	中村博行	委員	森山喜久
委員	矢田松夫		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】 なし

【執行部出席者】

経済部長	河口修司	経済部次長兼農林水産課長	川崎信宏
農林水産課技監	山崎誠司	農林水産課耕地係長	本多享平
建設部長	河田誠	建設部次長兼都市計画課長	高橋雅彦
土木課長	泉本憲之	土木課課長補佐兼河川港湾係長	大和毅司

【事務局出席者】

事務局長	尾山邦彦	庶務調査係書記	岡田靖仁
------	------	---------	------

【審査内容】

- 1 請願第1号 鉱害被害者救済に関する意見書の提出を求める請願書について

---

午後3時50分 開会

---

藤岡修美委員長 ただいまから産業建設常任委員会を開催いたします。本日の審査内容は、請願第1号鉱害被害者救済に関する意見書の提出を求める請願書についてです。この件については本委員会で現地調査しました。また、請願者である伊藤様より説明を受けております。本日は、鉱害に関する市の窓口である農林水産課と請願書中の県道工事に関する市の窓口である土木課に出席していただいております。まず、執行部に対する聞き取りを行います。委員の皆様の質疑を求めます。

矢田松夫委員 最初に基本的なことをお聞きます。どういう立場でこの委員会に臨んでいますか。請願者や紹介議員の話を聞くと、農林水産課や土木課の仕事は被害発生 of 通報を受けるだけじゃないかと思うんです。連絡調整係であると認識しているのか、それとも、それ以上に何かあるのかをお聞きます。

川崎経済部次長兼農林水産課長 市の立場や役割をお答えします。まず浅所陥没について、市民からの通報を受けて、浅所陥没の疑いがあれば農林水産課が現場に出向きます。その後、無資力鉱区、有資力鉱区、それからNEDO鉱区、今はJOGMECですが、その3つの鉱区担当者に連絡して、場合によっては映像をお見せして、必要に応じて現地調査を行っております。現地調査は鉱区担当者と農林水産課で行っております。さらに必要に応じて合同調査をしています。今回のケースでは県、中国経済産業局、そして、今回は無資力鉱区でしたので採石協会の監査役という立場でJOGMECにも来ていただきました。市は現地調査に立ち会いますが、認否を決定するわけではなく、公用阻害があるかどうか等について意見があれば述べる程度の立場です。

矢田松夫委員 認否をしないならば、電話連絡と現地調査が大きな役割であるならば、何でここに来ているのかよく分かりません。何も権限がないんでしょう。ただ報告書を送るだけ。そもそも報告書を送っているんですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 市が鉱区担当者へ報告書を送るということはないんですが、現地で撮影した映像を送ったり、調査の現状をお伝えしたりするのが役割です。認否については、市は決める立場ではありません。

矢田松夫委員 何でここにいるんですか。

岡田議会事務局庶務調査係書記 請願者から「これまでに農林水産課や土木課とお話している」という報告がありましたので、委員会が農林水産課と土木課をお呼びしております。

中村博行委員 結局、市は確認する程度だと思うんです。先ほど矢田委員が言われたように、市はその認否を決めることがないということが確認できました。伊藤様宅の北側に有帆川までを結ぶ道路があり、工事が途中で止まっていますが、この原因は何かを宇部土木建築事務所に聞かれましたか。

泉本土木課長 工事の休止についてはいろいろな人から聞かれますので、県に確認を取っています。県は、県道の工事再開により鉦害調査に支障があってはいけないということで、工事を止めておられるそうです。今後、早いうちに再開したいという言葉を頂いております。

中島好人委員 市は現地調査に立ち会っていたということですが、現地調査の結果は具体的に分かっていますか。

本多農林水産課耕地係長 合同調査を3回行っております。その結果は御本人にお伝えしております。内容につきましては、明白な陥没がないためと聞いております。

森山喜久委員 本件請願の鉦区は無資力鉦区と理解していいですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 そのとおりです。

森山喜久委員 無資力鉦区は山口県採石協会が現地確認するという形になるんですが、国で言えばどの省庁が担当になるんですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 経済産業省です。先ほどの合同調査では中国経済産業局が立ち会っています。

森山喜久委員 中国経済産業局職員は広島県から来られたということですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 そのとおりです。

森山喜久委員 仮にこれから意見書を出すということがあれば、経済産業省か中国経済産業局のどちらかを対象としていくしかないと理解していいでしょうか。（「発言する者あり」）

矢田松夫委員 有帆中村地域は無資力鉱区の認定はないんですね。

川崎経済部次長兼農林水産課長 先ほど市内には鉱区が3つあると言いました。無資力鉱区、有資力鉱区、NEDO鉱区、今はJOGMECです。今回の請願があったところは無資力鉱区ですが、鉱区の種類は場所ごとに確認しております。地域によっては鉱区が入り組んでいるところもありますので、今の質問には明確にお答えできません。

矢田松夫委員 今回の請願者宅はどうなんですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 無資力鉱区です。

矢田松夫委員 採石協会の資料によると、「賠償義務者が不在又は資力を有していない場合に国が無資力認定する」となっていますが、この場合はどうなるんですか。無資力鉱区であれば、もう賠償はできないと捉えていいんですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 無資力鉱区は、賠償義務者が不存在又は資力を有していないことを経済産業省が認定した鉱区です。それを採石協会、

つまり経済産業省から指定を受けた法人が復旧事業をしています。

矢田松夫委員 伊藤様宅の鉱区は無資力認定を受けているから補償しないというのですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 工事をするかどうかは無資力鉱区の基準によって決定されています。その決定は中国経済産業局が行っています。

矢田松夫委員 「一定の条件の下」というのが、その基準ですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 そのとおりです。ただし、市はその一定の条件である認定基準を明確に把握できているわけではありません。先日の一般質問でもお答えしましたが、公益社団法人山口県採石協会は、経済産業省の指定を受けて無資力鉱区の復旧事業を行っています。山口県採石協会のホームページに浅所陥没の定義があり、「地下に存在する空洞天盤が崩落し、その直上地表面において突然に、偶発的に、地盤が陥没する現象」ということで、この浅所陥没が一つの要件となっておるようで、浅所陥没が起きていなければ不認定となります。

矢田松夫委員 ベタ基礎で穴が塞がれたというのが請願者の言い分です。もしベタ基礎でなければ、大きな陥没、一定の条件に当たる陥没が出てくるんだという主張でした。合同調査をしたときにそういう予想はなかったんですか。請願者の資料によると、明らかに二つの古洞ふるとうがあったという地籍調査の結果が出ているんですよ。それにもかかわらず、認めなかった。ベタ基礎が上に覆いかぶさっているんだけど、その下に明らかに古洞ふるとうがあると分かっているのになぜそれができなかったのか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 資料のとおり、上下に2本の古洞ふるとうが存在しています。先ほど申しましたように、これは市の基準ではないですが、採択基準の中で地表面に浅所陥没、つまり突然に偶発的な地盤が陥没する

現象が起こらないと不認定というのが一つの基準となっております。今回はそれが認められなかったことから不認定になっています。合同調査の中でも床下に入って地盤を確認する調査は行っておりますが、先ほどの地表面の穴がなかったということから不認定になったと聞いております。

中島好人委員 委員会に請願者からの詳しい資料が配付されて、その説明があったんですが、この資料は関係団体にも届いているんですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 今回の資料全てかは分かりませんが、かなり多くの資料を頂いております。鉾区担当者には届いております。

矢田松夫委員 先ほど、認否を確認する権限のことを言われましたが、市民の安心、安全な生活を守る立場であれば、市役所も無関係とは言えないですね。請願書の内容を見ると、「一刻も早く私達を救ってくれ」、「安心した生活を送れるようにしてください」という最後の望みを市議会に掛けられて、請願になったんです。やはり市に責任がないことはないと思う。市民が困っているんだから。困っている原因は市には関係ないと言われたけど、市民が日常生活に困っていることについてはどう思いますか。やはり関係ないですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 大変回答しづらいところがあります。私も合同調査で現地に行き、家にも入らせてもらいました。確かに傾斜を感じました。生活するにはかなり困難であろうと感じたところです。それと認定するかは別になりますけども、認定、不認定については、先ほどの基準の下に行っておりますし、市としては、安心安全なまちづくりに向けてできることを精一杯しております。今回もそうですが、こういう案件については現場に出向いて行って、必要な助言やバリケードでの危険回避等も行っております。また、今回は農林水産課が現地に行き、税務課にも御案内したところです。市としてできることはやっておりますし、

今後何ができるかについても、採石協会が基準を設けておられますので、その中でしっかり、市としてもサポートしていきたいというふうに考えております。

森山喜久委員 今回の請願の主旨は鉱害被害者の救済というところだと思っております。再度確認ですが、市、県には鉱害に関して権限がなく、鉱害を所管するのは経済産業省ということによろしいですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 県の役割がどうとはお答えできないところではありますが、市は先ほど説明したとおりです。今おっしゃられたとおり、国の機関については経済産業省ということになります。

森山喜久委員 今回の鉱害被害の関係をややこしくしているのが県道の工事関係で、ここは因果関係が必ずしも明確になっていないということです。先ほど土木課長から報告があったと思うんですけど、工事は調査に支障があったらいけないから一旦休止しているということで間違いないですね。

泉本土木課長 そのとおりです。

矢田松夫委員 市は市民から被害報告を受ける連絡所になっているわけです。穴が開いたとか、家が傾いたとか、単なる連絡所になっている。それ以上のことができるのかをもう一度聞きます。税金の救済は分かった。心の救済も分かった。実際に転居して家に住めない状況をどのように救うのかを考えるのが議員や市の仕事だと思っております。ほかのところに電話連絡をするだけでは能がないと思っておりますが、採石協会のホームページにも何かあったら市役所農林水産課に電話していただきだけで終わっているんです。「私たちにそんなことを言われても困る」という回答かもしれませんが、森山委員が「最終的には国の仕事か」と言ったけど、どこに言ったらいいいのか、教えてください。

川崎経済部次長兼農林水産課長　なかなか明確にお答えすることができないんですが、先ほど申しましたように、現行の制度で市ができることを精いっぱいやっているところです。市が税金を使って調査するということがなかなか、——古洞があるからどこまで市が調査するか、基礎にひびが入ったからそれを市が調査するのか、ブロック塀が割れたから市が調査するのかなどいろいろなことがあり、基準を設けることがかなり困難、時間が掛かると思っております。臨時石炭鉱害復旧法は平成14年に廃止されております。廃止後はそれぞれ指定された法人が復旧事業を行っており、国と県が積み立てた基金を財源として復旧事業を行っており、国も基金を積んでおり、その中で復旧を行っているので、法律で国が救済するというものもなくなっておりますので、現段階では非常に難しい状況と考えております。

藤岡修美委員長　ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑がないようなので、これで執行部への聞き取りを終わりたいと思います。それでは暫時休憩します。

---

午後4時17分　休憩

---

---

午後4時22分　再開

---

藤岡修美委員長　それでは産業建設常任委員会を再開します。先ほど執行部からの聞き取りが終わりましたので、現地調査と請願者からの聞き取りも踏まえて自由討議に入りたいと思います。まず、本請願の趣旨である意見書を関係機関に出すかどうか、御意見を頂きたいと思います。

中村博行委員　現地調査もしましたし、請願者の伊藤様御本人からも経緯や原因等々をお聞きしました。また、今日の本会議でも一般質問でこの問題

が取り上げられておりました。これは市民からの本当に悲痛な叫びと捉えられますので、この請願書にあるように関係行政庁へ意見書を提出することを採択すべきであると考えます。

藤岡修美委員長 ほかに御意見はありますか。（「賛成」と呼ぶ者あり）

中島好人委員 賛成ですが、意見書の出し方について申し上げます。予算があるのなら、議長、副議長が意見書を経済産業省に持って行き、きちんと状況を説明してから渡すことも必要じゃないかと思えます。ただ文書だけを渡しても真意が伝わらないのではないかと思えます。採択後の議論になるかと思えますが、そのように思いました。

藤岡修美委員長 ほかに御意見ありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）意見書については請願者の要旨のとおり、特定鉦害の認定に不服がある場合、国が原因を調査し、被害者を救済する措置を強く要望するという意見書にしたいと考えております。

森山喜久委員 委員長が言われるように、請願の要旨を踏まえて経済産業大臣宛てには必ず出すということでお願いします。また、実務を行う中央経済産業局長にも意見書を提出していただきたいです。この2か所には必ず出す方向でお願いします。

藤岡修美委員長 ほかに御意見はありませんか。（「はい」と呼ぶ者あり）討論はありませんか。（「はい」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。それでは、請願第1号鉦害被害者救済に関する意見書の提出を求める請願書について採決を取ります。賛成の方の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

藤岡修美委員長 全員賛成ということで、本請願書は採択されました。以上で

産業建設常任委員会を終わります。お疲れ様でした。

---

午後 4 時 2 7 分 散会

---

令和 4 年（2022 年） 3 月 7 日

産業建設常任委員長 藤 岡 修 美